

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町  
広域廃棄物処理事業協議会会議運営規程

(規約第15条第3項関係)

(趣旨)

第1条 この規程は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約第15条第3項の規定に基づく、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、議長が会議に諮り、出席委員の3分の2以上の賛成があるときは、これを公開しないことができる。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を受けた後に発言するものとする。

(採決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することができる。

(会議録の調整等)

第6条 議長は、会議の日時、場所、出席者及び会議の概要を記載した会議録を作成する。

2 会議録は、議長が指名する委員2名が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料(以下「会議録等」という。)は、原則として公開する。ただし、第2条ただし書きの規定により公開しないこととした会議の会議録等については、この限りでない。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(会議の傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第9条 議長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(規律)

第10条 何人も、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となるような行為をしてはならない。

2 議長は、会議の秩序を乱すと認められる者があるときは、その者に退場を命ずることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、協議の整った日から施行し、平成31年4月1日から適用する。